

GH法律相談事業

(目的)

認知症対応型共同生活介護事業所の運営によって生ずる訴訟事案等に対処するため、日本GH協に法律相談室を設置して会員の円滑な事業運営に資する事を目的とする。

(法律専門相談)

1. 法律相談は日本GH協の会員の代表者又は、会員が運営するGH事業所の管理者など運営に責任のある者からの相談とする。(その他の者からの相談は、原則として受理しない。)
2. 法律相談事の申込は、指定された様式により日本GH協宛FAXで行い、法律相談室に相談概要を送付のうえ、相談日時を指定し、相談者からの電話による相談に応ずるものとする。
3. 相談者に対する回答は相談事案の一般的・概括的な解決方法、他の期間の紹介など簡明なものとする。
4. 法律相談室において相談事案を受任し、事案を解決できると判断したときには、相談者から直接本案件の解決に係る業務を受任する事が出来るものとする。

(相談時間及び相談料)

1. 相談時間
週1回2時間とし、相談時間は15分単位とする。
2. 相談料
 - (1) 相談料は、15分単位あたり3,000円(消費税別)とする。
 - (2) 法律相談に係る申込の費用及び電話料並びに(1)の相談料及び振込手数料は、相談者負担とする。
 - (3) (1)の相談料は、法律相談室の請求に基づき相談者が直接法律相談室に支払うものとする。

(法律相談の実施)

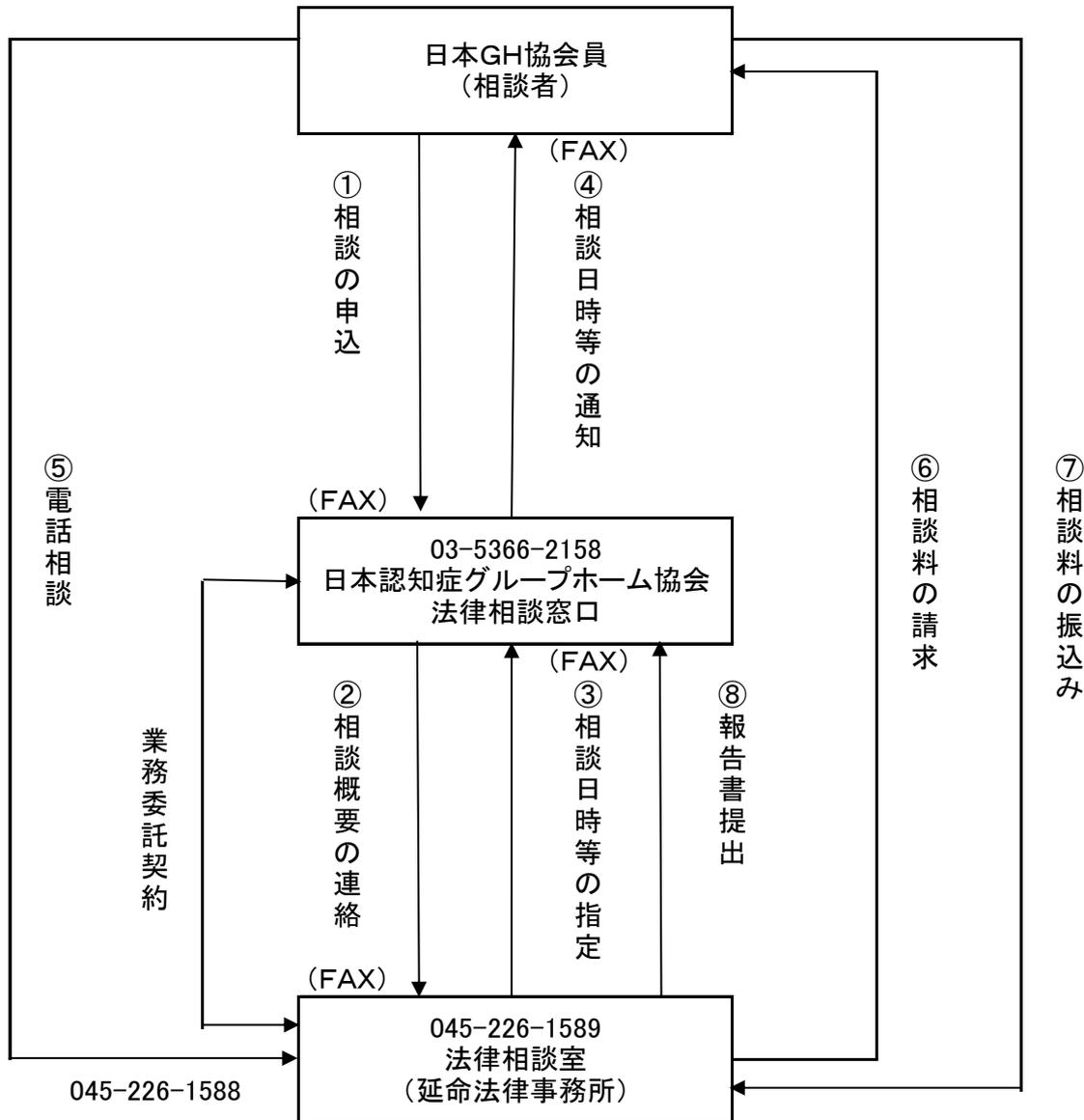
平成22年4月の第1週から実施するものとする。

(法律相談フローチャート)

別紙の通り。

以上

法律相談フローチャート



- ①相談の申込み
 - ・ 相談者の確認
 - ・ 相談内容の確認・問合せ
- ②相談概要の連絡
 - ・ 相談内容の確認
 - ・ 適否の確認
- ③相談日時等の指定
 - ・ 相談日時の指定
 - ・ 担当相談員の指名
- ④相談日時等の通知
 - ・ 相談者の相談日時と担当相談員の通知
- ⑤相談電話
 - ・ 相談者から担当相談員へ指定日時に相談電話を掛ける
- ⑥相談料の請求
 - ・ 相談時間の単位に応じた相談料を相談者に請求
- ⑦相談料の振込み
 - ・ 請求に基づき相談者が振込み
- ⑧報告書の提出
 - ・ 相談事案の内容・顛末を報告書にとりまとめの上、日本GH協に送付する

..... 通知書様式

..... 振込通知書添付